

# 群馬県市町村職員年金者連盟支部助成金交付規程

## （目 的）

第1条 この規程は、群馬県市町村職員年金者連盟規約第20条の規定に基づき支部助成金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

## （支部助成金の額及び算定要領）

第2条 支部助成金の額は、毎年度予算で定める。

2 支部助成金の算定は、毎年4月1日現在における当該支部の連盟会員を基準とするものとする。

ただし、年度の途中において新規会員となった者及び年金待機者（年金の受給開始年齢に達していない者）については、当該会員を基準として追加交付する。

## （交付の時期）

第3条 支部助成金は、原則として毎年6月末までに交付するものとする。

ただし、前条第2項ただし書きによる追加助成金は、その都度交付するものとする。

## （その他）

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成6年8月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成7年6月26日から施行する。

## 附 則

この改正は、平成8年11月8日から適用する。

## 附 則

この規程は、平成29年5月11日から施行し、平成29年4月1日から適用する。